ノートルダム清心女子大学学位規則（抜粋）

（目的）

第１条　この規則は，学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項及びノートルダム清心女子大学学則（以下「学則」という。）第48条第３項並びにノートルダム清心女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条第５項の規定に基づき，本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学士の学位の授与要件等）

第２条　学士の学位は，学則第48条第１項及び第２項に規定するところにより，本学を卒業した者に授与する。

２　学士の学位を授与するに当たっては，別表第１の区分に従い，専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の授与）

第12条　学長は，教授会又は研究科委員会の議に基づき，学士，修士又は博士の学位を授与する。

（学位の名称）

第15条　学位を授与された者は，当該学位の名称を用いるときは，「ノートルダム清心女子大学」と付記しなければならない。

（学位記等の様式）

第17条　学位記並びに第６条の審査願，申請書及び第９条の報告書の様式は，別記様式第１から別記様式第８までのとおりとする。

（細目）

第18条　この規程に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な細目は，別に定める。

別表第１（第２条の第２項関係）

学　部　・　学　科	学士の学位及び専攻分野の名称
文学部英語英文学科	学士（英語英文学）
文学部日本語日本文学科	学士（日本語日本文学）
文学部現代社会学科	学士（現代社会学）
人間生活学部人間生活学科	学士（人間生活学）
人間生活学部児童学科	学士（児童学）
人間生活学部食品栄養学科	学士（食品栄養学）

別記様式第１

第２条第１項の規定により授与する学士の学位記

卒業証書・学位記

氏　名

年　月　日生

本学○○学部○○学科所定の課程を修めたので卒業証書及び学士（○○）の学位を授与する

年　月　日

ノートルダム清心女子大学

学　長　　印

第　　号